

同 窓 会 会 則

(名 称)

第 1 条 本会は、長野県小諸商業高等学校同窓会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦をはかり、地域社会と母校の発展に寄与することを目的とする。

(会 員)

第 3 条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正 会 員 本校卒業生または、かつて商工学校・商業学校・工業学校・実業高等学校を卒業したもの。
2. 準 会 員 本校在校生とする。
3. 賛助会員 母校の職員、本会の趣旨に賛同するもので会長の承認を得たもの。

(事務局)

第 4 条 本会の事務局は、長野県小諸商業高等学校内に置く。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名
3. 常任理事 若干名
4. 理 事 若干名
5. 支 部 長 各支部1名
6. 監 事 2名
7. 事務局長・事務局次長 各1名
8. 事務局員 若干名

(顧 問)

第 6 条

1. 本会に総会の承認を得て顧問を置くことができる。
2. 本校に就任された校長を「顧問」に委嘱する。

(名誉会員)

第 7 条 本会に総会の承認を得て名誉会員を置くことができる。

(任 務)

第 8 条

1. 会長は、本会会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときは、その職務を代行する。
3. 常任理事及び理事は、総会の決議に従い本会の運営を協議・執行する。
4. 支部長は、支部の会務を総理する。
5. 監事は、会計事務を監査し、総会に報告する。
6. 事務局長及び事務局次長並びに事務局員は、本会全般の実務を担当する。

(役員任期)

第 9 条

1. 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 欠員が生じ必要と認められた場合は、会長の指名により補充することができるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第 10 条 本会の会議は、総会・臨時総会及び役員会等とする。

1. 総会・臨時総会及び役員会等の議長は会長がこれにあたり、定時総会は毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に会長が召集する。
2. 臨時総会及び役員会等は、会長が必要と認められた場合に召集する。

(総会の決議事項)

第 11 条

1. 会則の決定及び変更
2. 事業計画及び収支予算
3. 事業報告及び収支決算
4. 役員を選出
5. その他、役員会より付議された事項、但し、緊急な事項で総会を召集するいとまがないときは、役員会で決定することができる。決定事項は、総会に報告しなければならない。

(役員会等の決議事項)

第 12 条

1. 総会に付議する事項
2. 本会の業務執行に関する事項

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経 費)

第 14 条 本会の事業を行うために要する経費は、正会員・準会員・賛助会員の負担する会費・寄付金及びその他雑収入をもってこれにあてる。会費は、入会金、維持会費、終身会費、同窓会協力金とし、金額は別途定める。

(支部設置)

第 15 条 本会は組織運営上、支部を設置する。各支部は、自主的な運営を行うことができる。

(その他)

第 16 条 会員は、その氏名、職業、住所等を変更した時は直ちに事務局（学校）に通知するものとする。

付 則

第 1 条 この会則に規定していない事項の取扱いは、役員会において協議のうえ内規とすることができる。

沿革・会則

一部改正

- ・昭和46年 6 月 5 日
- ・昭和53年 6 月 25 日
- ・平成 8 年 6 月 15 日
- ・平成15年 6 月 21 日
- ・平成20年 6 月 21 日
- ・平成24年 6 月 16 日
- ・平成25年 6 月 15 日

.....

会費等の規定

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 入 会 金 (小諸商業高等学校入学時) | 6,000円 (学校在籍中会報配布) |
| 2. 維持会費 (" 卒業時) | 5,000円 (5 年間会報を送付) |
| 3. 終身会費 (40才時) | 10,000円 (終身 会報を送付) |
| 4. 同窓会協力金 | 1 口 3,000円 |